

# 浜松市西部清掃工場更新事業

## モニタリング実施計画説明書

令和6年4月

浜松市

## 目 次

I 総論.....	1
II モニタリングの実施方法.....	2

# I 総論

## 1 モニタリング実施計画説明書の位置づけ

本モニタリング実施計画説明書は、浜松市西部清掃工場更新事業(以下、「本事業」という。)において、モニタリングを実効的に行うため、業務計画書や特定事業契約等に基づく個別業務の履行状況を確認し、委託料の支払と連動させるためのものである。

## 2 モニタリングの目的

モニタリングは、各業務に係るペナルティの実施による対価の減額を目的とするものではなく、浜松市(以下、「本市」という。)と本事業を実施する者として選定された応募グループにより設立された特別目的会社(SPC)(以下、「事業者」という。)との対話を通じて、本事業が安定して継続できるよう実施状況を一定の水準に常に保つことを目的に実施する。

## 3 モニタリング実施計画

モニタリングの項目によっては、具体的なモニタリングの詳細な実施方法が事業者の提案により異なる場合もあるため、特定事業契約の締結後に、次の事項を定めるものとして、「モニタリング実施計画書」を策定し、そこに定めるものとする。

モニタリング実施計画書は、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成11年法律第117号)第8条第1項に準じ、事業者が作成して、本市へ提出し、本市と協議を行い、本市の承諾を得ることにより定めるものとする。

### 【モニタリング実施計画書で定める項目】

- ① モニタリング時期
- ② モニタリング内容
- ③ モニタリング組織
- ④ モニタリング手続
- ⑤ モニタリング様式
- ⑥ モニタリング評価基準等

## Ⅱ モニタリングの実施方法

### 1 設計・建設期間中のモニタリング

#### (1) 実施設計モニタリング

本市は、実施設計図書が提出された時点で、その設計が特定事業契約書、要求水準書、提案書等を満たしたものであるか否かを確認する。

また、設計業務実施中において、必要と認める場合随時、設計業務状況を確認する。

#### (2) 工事施工モニタリング

##### ア 工事着手前

本市は、工事着手前に、建設事業者の体制や工事計画等について確認を行う。

##### イ 定期

本市は、定期的に工事施工の進捗状況について確認を行う。

##### ウ 随時

本市は、必要と認める場合随時、工事施工状況について確認を行う。

#### (3) 工事完成モニタリング

本市は、工事目的物毎に、その工事が完成した時に、施設の状態が特定事業契約書、要求水準書、提案書等に適合するものであるか否かを確認する。確認の結果、特定事業契約書、要求水準書、提案書等に適合しない場合、本市は建設事業者に対して補修又は改造を求めることができる。

#### (4) 管理運営準備モニタリング

本市は、管理運営業務開始前に、要求水準書に基づき事業者が作成・提出する業務実施計画書、各種マニュアル、管理運営業務体制等を確認する。

#### (5) その他

本市は、上記に関わらず、施設整備費の支払いに際して出来高を確認する。

なお、本市が出来形部分を確認した場合においても、当該部分の引渡しを受けたものと解してはならず、目的物引渡しが完了するまでの管理責任は、事業者にあるものとする。

### 2 管理運営期間中のモニタリング

#### (1) 本市によるモニタリングの方法

本事業における管理運営業務のモニタリングについては、以下のとおりとする。

#### ア 報告書等の確認

本市は、事業者が特定事業契約書、要求水準書、提案書等の実施状況を、事業者から提出される報告書等(要求水準書(管理運営業務編)情報管理業務で示す各種報告書等)で確認する。

#### イ 定期モニタリングと随時モニタリング

本市は、月 1 回、本施設の現場調査を行い、事業者から提出された報告書等の記載内容、契約の履行状況について確認を行う(定期モニタリング)。その他、必要に応じて随時、本市は本施設の現場調査を行い、確認を行う(随時モニタリング)。

### (2) 管理運営期間中の業務水準の未達に関する措置

本事業の管理運営期間中において、特定事業契約書、要求水準書、提案書等を満たしていない場合における措置は、以下に示すとおりとする。

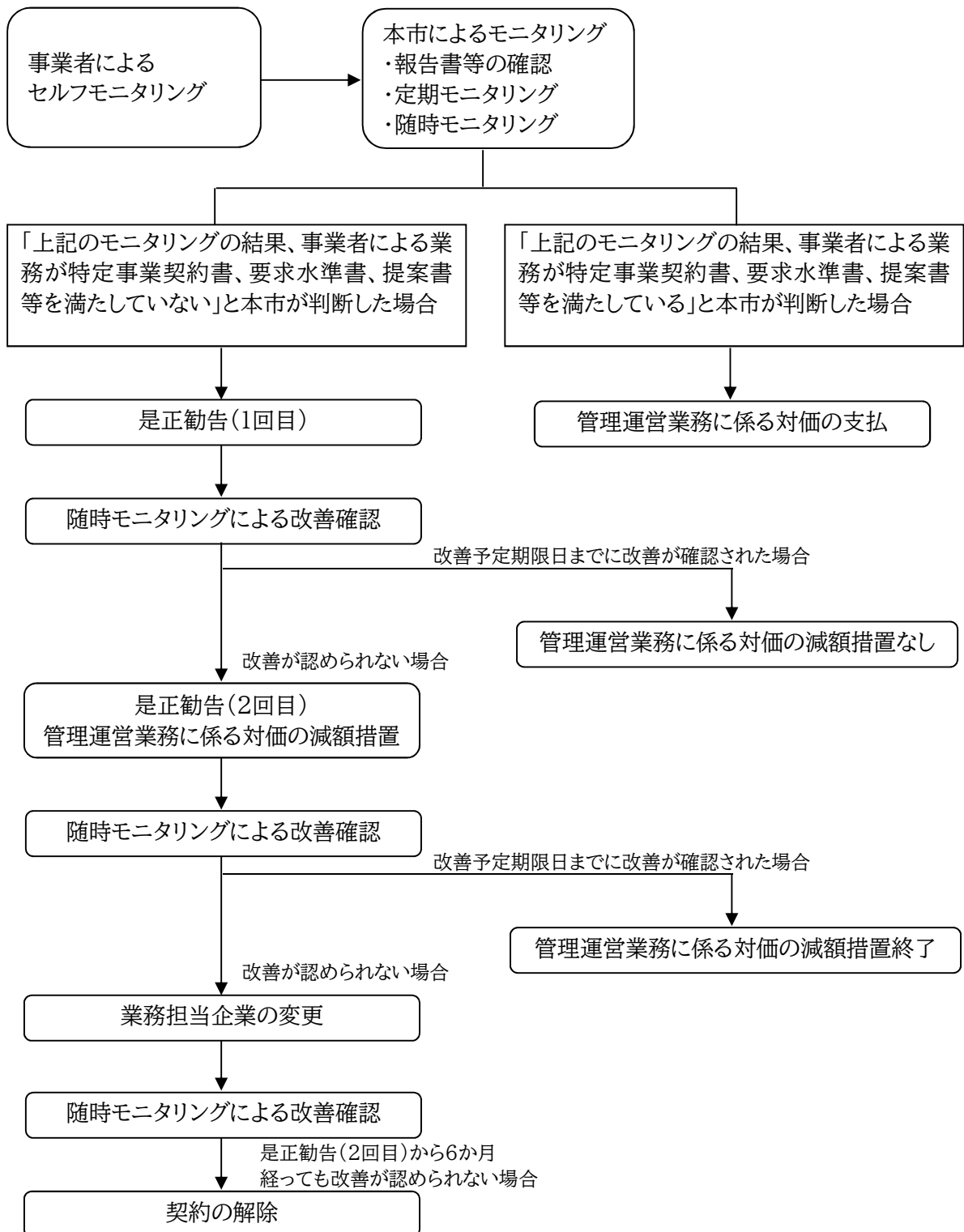


図 特定事業契約書、要求水準書、提案書等を満たしていない場合におけるフロー

### (3) 業務の改善についての措置

#### ア 是正勧告(1回目)

本市は、上記モニタリングの結果から、事業者による業務が特定事業契約書、要求水準書、提案書等を満たしていないと判断した場合には、その内容に応じて以下の対応を行う。

##### ① 是正勧告

確認された不具合が、繰り返し発生しているものであるか、初発でも重大であると認められた場合、本市は事業者に適切な是正措置をとることを通告(是正勧告)する。事業者は、本市から是正勧告を受けた場合、速やかに改善対策と改善期限について本市と協議を行うとともに、改善対策、改善期限、再発防止策等を記載した業務改善計画書を本市に提出し、本市の承諾を得ること。

なお、業務改善計画書の提出期限は、本市から是正勧告を受けた日から原則 2 週間以内とするが、本市と事業者との協議により延長することができる。

##### ② やむを得ない事由による場合の措置

やむを得ない事由により特定事業契約書、要求水準書、提案書等の内容を満たすことができない場合、事業者は本市に対して速やかに、かつ、詳細にこれを報告し、その改善策について本市と協議する。事業者の通知した事由に合理性があると本市が判断した場合、本市は、対象となる業務の中止又は停止等の変更を認め、再度の勧告の対象としない。

#### イ 改善の確認

本市は、事業者からの改善完了の通知又は改善期限の到来を受け、随時のモニタリングを行い、業務改善計画書に沿った改善の実施状況を確認する。

#### ウ 是正勧告(2回目)

上記イにおけるモニタリングの結果、業務改善計画書に沿った期間及び内容での改善が認められないと本市が判断した場合、本市は、事業者に 2 回目の是正勧告を行うとともに、再度、業務改善計画書の提出請求、協議、承諾及び随時のモニタリングによる改善確認の措置を行う。

#### エ 業務担当企業の変更等

上記ウの手続を経ても改善が認められないと本市が判断した場合、本市は当該業務を担当している業務担当企業を変更することを事業者に請求することができる。

#### オ 契約の解除等

本市は上記ウの是正勧告(2回目)を行った後、最長 6 か月を経て改善効果が認められないと判断した場合、本市が本契約の継続を希望しない時には、本契約を解除することができる。

### (4) 管理運営業務に係る対価の減額等の措置

管理運営業務実施の状況により、以下に示す対価の減額措置を行う。

ア モニタリングの結果、本市が是正勧告(2回目)を行った場合、当該事象に対して2回目の勧告を行った日を起算日(同日を含む。以下同じ。)とし、当該是正勧告の対象となる事象が解消されたことを本市が認める日まで、年 365 日の日割り計算で事業者を支払う管理運営業務に係る対価のうち、次の委託料を減額する。

- ・委託料 A(固定費)
- ・委託料 C(補修費)

イ 管理運営業務に係る対価の減額の程度は、1 件の是正勧告に対して当該業務に係る減額対象の 10%とする。

なお、複数の是正勧告による減額の限度は、50%とする。

ウ 事業者の責めに帰すべき事由により、本施設の一部又は全部の稼働停止により搬入廃棄物の受け入れが不能となる又は本市が重大と認める事象が生じた場合には、ア、イによらず、本施設を停止した日又は本市が重大と認める事象が生じた日を起算日とし、当該未達成が解消されたことを本市が認める日まで、年 365 日の日割り計算で減額対象の 100%を減額する。本施設の一部又は全部の稼働停止で搬入廃棄物の受け入れが可能な場合はア、イの規定に従うものとする。

### 3 買電に伴うペナルティ等措置

実買電量が提案買電量を上回った場合、超過した買電費用分を減額とする。減額にあたっては、当該買電が発生した四半期委託料支払期における本市の支払委託料から提案買電量を上回った分の金額※1 を差し引いて支払うものとする。

※1 提案買電量を上回った分の金額=(実買電量-提案買電量※2)×買電単価※3

※2 提案買電量とは、第 11-1-1 号様式に基づき、事業者より提案された買電量をさし、実買電量との比較においては、当該支払期における実稼働条件を提案のあった第 11-1-1 号様式にあてはめて実買電量を算出して比較する。

※3 買電単価は、当該支払期に本市が電気事業者に対して行った買電の平均単価とする。

### 4 副生成物を資源化できなかった場合の措置

ア 事業者は、本施設を運転することにより発生した副生成物を資源化できない場合には、事業者の費用と責任において処分を行う。

イ 上記アにより、事業者が副生成物を処分した場合、本市は、その処分量に 60,000 円/t を乗じた額を事業者を支払う管理運営業務に係る対価から減額する。なお、60,000 円/t について、物価変動による委託料 E の改定が行われた場合は、「入札説明書 別紙-1」に示す改定方法と同様の考え方により、本減額単価も見直すものとする。

### 5 地元活用計画の未達成の場合に係る減額等の措置

#### (1) 設計・建設期間



設計・建設期間中の地元活用計画(地元企業への発注金額)が、提案時の想定発注金額を下回った場合には、設計・建設期間中の地元活用計画の未達成分として、建設事業者は、次の算定式による金額を設計・建設期間の終期から 30 日以内に本市に支払うものとする。ただし、当該未達成の発生が建設事業者の責によらないなどペナルティを課すべきではないと本市が認めた場合は、この限りではない。

なお、建設事業者は、設計・建設期間中の地元活用計画の提案達成状況について、各年度終了時に本市に報告するものとし、この際、本市が提出を求めた場合には、建設事業者は地元企業への発注金額の内容を証明する書類(契約書の写し等)を提出しなければならない。

また、地元企業の活用にあたり、本市は、発注金額のみならず、提案時の発注予定先への発注状況の確認を行う。発注金額が提案を満たしている場合であっても、提案時に示した発注予定先に発注が行われていない場合、建設事業者は変更が生じた理由について本市に説明を行うものとし、その内容を踏まえてペナルティを課す場合もある。なお、市がやむを得ない事由(例えば地元企業の事由により業務発注が困難となる、市との設計協議等の中で施設内容等が変わり当該地元企業に発注する必要性がなくなったなど)があると認めた場合はペナルティ対象としない。

#### 【設計・建設期間中の地元活用計画の未達成における支払額の算定式】

本市への支払金額

= (提案時の地元発注金額※1,2,3 - 地元企業に対する発注金額※2(実績値)) × 50%

※1 提案時の地元発注金額とは、第 15-4-1 号様式において提案された設計・建設期間の地元発注想定金額。

※2 地元企業への発注金額として計上できるのは、二次下請までとする。ただし、一次下請(地元)→二次下請(地元)の場合は、一次下請への発注金額のみを計上できるものとし、二次下請への発注金額は含めないこと(重複計上は不可)。

※3 提案時の地元発注金額について、物価変動に伴う費用の見直しがあった場合には、見直し後の施設整備費の金額と提案時の施設整備費の金額の増減割合を踏まえて提案時の地元発注金額も見直すものとする。

※4 発注先の変更に伴いペナルティ対象とする場合は、変更する発注予定先に発注を想定していた金額を未達成支払額と見なし、その金額に 50% を乗じた金額をペナルティ対象とする。

## (2) 運営期間

運営期間中における各年度の地元活用計画(地元企業への発注金額、地元雇用金額のそれぞれ)が、提案時の各年度の想定発注金額を下回った場合には、地元活用計画の未達成分として、事業者は、次の算定式による金額を当該未達成の発生確定後 30 日以内に本市に支払うものとする。ただし、当該未達成の発生が事業者の責によらないなどペナルティを課すべきではないと本市が認めた場合は、この限りではない。

なお、事業者は、運営期間中の地元活用計画に係る提案の達成状況について、各年度終了時に本市に報告するものとし、この際、本市が提出を求めた場合には、事業者は地元活用計画の達成の内容を証明する書類(契約書の写し等)を提出しなければならない。

また、地元企業の活用にあたり、本市は、発注金額のみならず、提案時に示した発注予定先への発注状況の確認を行う。提案時に示した発注予定先に発注が行われていない場合、事業者は変更が生じた理由について本市に説明を行うものとし、その内容を踏まえて提案未履行による是正勧告の対象とする場合もある。なお、本市がやむを得ない事由(例えば地元企業の事由により業務発注が困難となる、本市との協議等の中で業務内容等が変わり当該地元企業に発注する必要性がなくなったなど)があると認めた場合はペナルティ対象としない。

#### 【運営期間中の地元活用計画の未達成時における支払額の算定式】

##### ■ 地元企業への発注金額の未達成時

本市への支払金額

$$=(\text{提案時の地元発注金額} \times 1,2,3 - \text{地元企業に対する発注金額} \times 2(\text{実績値})) \times 50\%$$

※1 提案時の地元発注金額とは、第 15-4-1 号様式において、事業者より提案された運営期間中の地元発注想定金額。

※2 地元企業への発注金額として計上できるのは、二次下請までとする。ただし、一次下請(地元)→二次下請(地元)の場合は、一次下請への発注金額のみを計上できるものとし、二次下請への発注金額は含めないこと(重複計上は不可)。

※3 提案時の地元発注金額について、物価変動に伴う費用の見直しがあった場合には、見直し後の委託料の金額と提案時の委託料の金額の増減割合を踏まえて提案時の地元発注金額も見直すものとする。

##### ■ 地元雇用金額の未達成時

本市への支払金額
$$=(\text{提案時の地元雇用金額} \times 1,2 - \text{地元雇用金額}(\text{実績値})) \times 50\%$$

※1 提案時の地元雇用金額とは、第 15-4-1 号様式に基づき事業者より提案された運営期間中における各年度の年間地元雇用金額。

※2 提案時の地元雇用金額について、物価変動に伴う費用の見直しがあった場合には、見直し後の委託料の金額と提案時の委託料の金額の増減割合を踏まえて提案時の地元雇用金額も見直すものとする。

## 6 財務状況モニタリング

事業者は、会社法上要求される計算書類、事業報告、付属明細書及びキャッシュフロー計算書について、自己の費用をもって公認会計士又は監査法人による監査を受けたうえで、監査報告書とともに毎事業年度終了後 3 か月以内に本市に提出すること。

本市は、当該計算書類等を受領後、財務状況の健全性について確認を行う。

## 7 対価の返還

設計・建設業務及び管理運営業務に係る対価支払後に、業務報告書への虚偽の記載を含む、本市への虚偽報告が判明し、当該虚偽報告がなければ設計・建設業務及び管理運営業務に係る対価が減額される状態であった場合、事業者は、減額されるべき設計・建設業務及び管理運営業務に係る対価に相当する額を返還すること。

この場合、当該減額されるべき設計・建設業務及び管理運営業務に係る対価を本市が事業者を支払った日から、本市に返還する日までの日数につき、浜松市契約規則第 32 条第 1 項に規定する率で計算した額の違約金を付するものとする。